# 第6回 名寄市農業委員会総会(令和6年7月)会議録

日 時 令和6年7月31日(水) 午後4時00分 開始 午後4時25分 終了

開催場所 よろーな 1階会議室

## 日程表及び審査結果

| 日程 | 議案内容  | 議件名                      | 件数 | 審査結果 |
|----|-------|--------------------------|----|------|
| 第1 |       | 会議録署名委員の指名について           |    |      |
| 第2 | 議案第1号 | 土地の現況証明願いについて            | 5件 | 承 認  |
| 第3 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画の作成について         | 3件 | 承 認  |
| 第4 | 議案第3号 | 農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について  | 2件 | 承 認  |
| 第5 | 報告第1号 | 農地法第4条第1項第9号の規定に係る申出について | 1件 |      |

### 第6回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

| 1番 | 飯 | 村   | 規 | 峰        | 10番 | 髙 | 橋 | 尚        | 幹        | 19番 | 村   | 中 | 洋   | _ |
|----|---|-----|---|----------|-----|---|---|----------|----------|-----|-----|---|-----|---|
| 2番 | 小 | JII | 和 | 則        | 11番 | 横 | 田 | 浩        | <u> </u> | 20番 | 北   | 野 | 雅   | 嗣 |
| 3番 | 又 | 村   | 裕 | 司        | 12番 | 越 |   | <u>ا</u> | 對則       | 21番 | 藤   | 野 | 修   | _ |
| 4番 | Щ | 上   |   | 瞳        | 13番 | 沼 | 田 | 清        | 憲        | 22番 | 新   | 田 |     | 司 |
| 5番 | 上 | 手   | 浩 | 幸        | 14番 | 住 | 田 | 美        | 紀        | 23番 | 小田桐 |   | 正   | 彦 |
| 6番 | 竹 | 部   | 裕 |          | 15番 | 林 |   | 秀        | 典        | 24番 | 伊   | 藤 | 貴   | 美 |
| 7番 | 鈴 | 木   | 康 | 裕        | 16番 | 菅 | 原 | -        | 徳        | 25番 | 安   | 達 | 啓   | 治 |
| 8番 | 南 | 原   | 政 | 幸        | 17番 | 菊 | 池 | 愛        | 子        | 26番 | 中   | 野 | 寿   | 子 |
| 9番 | 鈴 | 木   | 英 | <u>-</u> | 18番 | 清 | 水 | 康        | 史        | 27番 | 菅   | 野 | 真記子 |   |

# 第6回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和6年7月31日(水)午後4時00分

会 場 よろーな 1階会議室

事務局長: 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、令和6年第6回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を

いただき、その後の議事進行についても、よろしくお願いいたします。

議 長: 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

それでは、令和6年第6回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。

本日、全員の出席となり、委員定数 2 7名中、委員 2 7名の出席です。農業委員会等に関する法律第 2 7条第 3 項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立すること

を宣言いたします。

議 長: **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、1番 飯村委員、2番 小川委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、飯村委員、小川委員に決定いたしました。

議 長: 続きまして、日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」を議題に供します。

番号13番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第1号番号13番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。

質疑に入ります。意見はありませんか。

鈴木(康) 委員: はい。

議 長: 鈴木康裕委員。

鈴木(康)委員: 7番 鈴木です。番号13番について説明します。所在については、日進ですが、サンピラーパーク西側の踏切手前を右折した所が所在地になります。今月の21日に私と清水

委員、山上委員、事務局で現地を確認し、農地として利用していないことを確認いたしま

した。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長: ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号13番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号13番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長: 続きまして、番号14番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第1号番号14番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。

質疑に入ります。意見はありませんか。

南原委員: はい。

議 長: 南原委員。

南原委員: 8番 南原です。番号14番について説明します。所在については、地図の6ページをご覧ください。黄色マーカーで7線とありますが、その下の道道と交わる道路の右下が所在地となります。7月22日に越委員、菅野委員、私と事務局で現地を調査し、農地として利

用していないことを確認しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長: ただいま、南原委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号14番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号14番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長: 番号15番については、小川委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限 に該当しますので、本件終了まで退席を願います。また、番号15番、番号16番につい ては、私から意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。(16:07)

議 長: それでは議事を再開いたします。(16:08)

番号15番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第1号番号15番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。

質疑に入ります。意見はありませんか。

沼田委員: はい。

議 長: 沼田委員。

沼田委員: 13番 沼田です。番号15番について説明します。7月22日に私、新田委員、又村委員と事務局で現地を確認しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。二十六線とありますが、その右手に川があり、その左岸になります。この場所は、排水路になってより、農地でないこれなが認いなりました。ご家港の程とストくより買いします。

っており、農地でないことを確認いたしました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長: ただいま、沼田委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号15番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号15番は原案のとおり証明することに決定いたしました。 席移動のため暫時休憩といたします。(16:09)

議 長: それでは議事を再開いたします。(16:09)

番号16番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第1号番号16番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。

質疑に入ります。意見はありませんか。

沼田委員: はい。

議 長: 沼田委員。

沼田委員: 13番 沼田です。番号16番について説明します。番号15番と同日に現地を確認しまし

た。所在については、番号15番の隣接地になります。同様に排水路になっており、農地

でないことを確認いたしました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長: ただいま、沼田委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号16番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号16番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

席移動のため暫時休憩といたします。(16:11)

議 長: それでは議事を再開いたします。(16:11)

**番号17番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第1号番号17番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。

質疑に入ります。意見はありませんか。

林 委員: はい。

議 長: 林委員。

林 委員: 15番 林です。番号17番について説明します。7月4日に横田委員、飯村委員、私と事

務局で現地を確認しました。所在については、地図の9ページをご覧ください。旭の印のすぐ下に三十線があります。それを右に進み緩いカーブがありますが、まっすぐ進み黒い線を地図上で2cm進んだ辺りに所在地があります。現状山林となっており、農地として利

用できる状態ではないことを確認しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長: ただいま、林委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号17番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号17番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長: 続きまして、日程第3、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供し

ます。

賃貸借の審査を行います。番号14番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第3号番号14番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見はありませんか。

髙橋委員: はい。

議 長: 髙橋委員。

髙橋委員: 10番 髙橋です。番号14番について説明します。所在地については、地図の7ページを

ご覧ください。左上に黄色マーカーで九線、十一線とあり、その間に名寄遠別線とありますが、その上の九線側に所在地があります。新規の賃貸借となります。ご審議の程よろし

くお願いします。

議 長: ただいま、髙橋委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号14番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号14番は原案のとおり決定いたしました。

議長: 続きまして、番号15番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第3号番号15番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員: はい。

議 長: 南原委員。

南原委員: 8番 南原です。番号15番について説明します。こちらについては、賃貸の更新となりま

す。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長: ただいま、南原委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号15番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号15番は原案のとおり決定いたしました。

議 長: 続きまして、番号16番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第3号番号16番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見はありませんか。

又村委員: はい。

議 長: 又村委員。

又村委員: 3番 又村です。番号16番について説明します。こちらについては、賃貸の更新となりま

す。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長: ただいま、又村委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号16番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号16番は原案のとおり決定いたしました。

議長: 続きまして、日程第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請につい

て」を議題に供します。番号9番については、小川委員が農業委員会等に関する法律第3 1条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。また、私から意

見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。(16:18)

議 長: それでは議事を再開いたします。(16:19)

番号9番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第3号番号9番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員: はい。

議 長: 沼田委員。

沼田委員: 13番 沼田です。番号9番について説明します。所在については、議案第1号番号15番

にありました所在地を東に進み、最初の交差点の右角が所在地になります。○○○○さんの離農に伴い、隣接地を所有している○○○○さんへの贈与となります。ご審議の程よろ

しくお願いします。

議 長: ただいま、沼田委員より意見がありました。 ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号¥9番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号9番は原案の通り決定いたしました。 席移動のため、暫時休憩といたします。(16:21)

議 長: 議事を再開いたします。(16:21) 続きまして、**番号10番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局: (議案第3号番号10番を読み上げ説明する。)

議 長: 説明が終わりました。 質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員: はい。

議 長: 新田委員。

新田委員: 22番 新田です。番号10番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央下にピンクのマーカーで瑞生とありますが、「瑞」の文字の左側の交差点の南西が所在地となります。○○さんの引っ越しに伴う既存畑の処分となり、隣接地を耕作している○○さんへの贈与となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長: ただいま、新田委員より意見がありました。 ほかにご意見はありませんか。

議 長: 意見がないようですので、番号10番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長: 異議なしと認めます。よって番号10番は原案の通り決定いたしました。

議 長: 続きまして、**日程第5、報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定に係る申出について**」です。番号2番について、又村委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。また、私から意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。(16:24)

議 長: 議事を再開いたします。(16:24) **番号2番**について報告をお願いいたします。

沼田委員: 13番 沼田です。番号2番についてご説明いたします。所在については、地図の8ページをご覧ください。道道朱鞠内風連線から西風連に向かい24線道路の交差点を左に行ったところが所在地になります。格納庫設置に伴う転用です。よろしくお願いいたします。

議 長: 農地法第4条第1項第9号の規定に係る申出についての報告でした。

議 長: 以上で提案しました議案審議は終了しました。 その他、みなさんから何かございますか。

> 特に無いようですので、以上で第6回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。 (午後4時25分 閉会)

> > 会 <u>署名委員</u> <u>署名委員</u>